

(仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度(案)に関するアンケート調査  
(団体向け)

生駒市では、市民の皆様の意思を直接反映させ、市民公益活動を支援できるよう、新しい市民活動団体支援制度の策定及び検討作業を進めています。

つきましては、市内で公益活動をされている団体の皆様のご意見をお聞かせいただきたく、アンケートをさせていただくこととなりました。

お忙しい中申し訳ございませんが、別添の資料をご参照いただき、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

【本アンケートの趣旨など】

- このアンケートは、制度の概要等を広く市民の皆様にご覧いただき、意見を伺うとともに、今後の取組みの参考とするため、市内で公益活動を行う団体の方々を、市役所関係各課及びインターネット等の検索により抽出し、送付させていただきました。
- 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- この調査は無記名で回答していただくもので、各団体の秘密が漏れたり、他の用途に使われるなどのご迷惑をおかけすることは一切ございません。

平成22年12月

生駒市

【調査票ご記入についてのお願い】

【ご回答の方法】

- 回答方法は、該当する数字（①、②、③など）に直接○印をつけていただくことを基本とし、「その他（ ）」欄については、お考えのことをお書きください。
- 質問の内容と団体のお考えとがそぐわない場合や答えにくい部分については、差し支えない範囲で結構ですのでお答えください。
- 記入がお済みになりましたら、お手数ですが同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、12月22日（水）までに、お近くの郵便ポストに投函してください。
- この調査に関するお問合せは、下記までお願いします。

生駒市市長公室市民活動推進課市民活動推進係

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

電話：0743-74-1111（内線234）

FAX：0743-74-1105

E-mail：shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp

生駒市市民活動推進センターららポート

〒630-0288 奈良県生駒市元町1丁目7-6

電話：0743-75-6000

FAX：0743-75-0151

E-mail：lalaport@city.ikoma.lg.jp

Q 1

あなたの団体の活動分野を下記からお選びください（複数回答可）

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動      ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動      ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動      ⑥災害救援活動      ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動      ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動      ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫情報化社会の発展を図る活動      ⑬科学技術の振興を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動      ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動      ⑯消費者の保護を図る活動      ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

Q 2

あなたの団体は、活動を始めて何年になりますか

※年間を通じた公益活動を行い、又は行う意思のある団体を支援対象と考えているためお尋ねします

- ①1年未満      ②1年以上～5年未満      ③5年以上～10年未満      ④10年以上

Q 3

あなたの団体の会員（活動を行っている構成員）は何人ですか

※サービスを受取る側の会員や、イベントに参加するだけの会員などは除きます

- ①5人未満      ②5人以上～10人未満      ③10人以上～30人未満  
④30人以上～50人未満      ⑤50人以上



Q 8

補助金や助成金について教えてください

(1) 国・県・独立行政法人・企業等からの補助金や助成金等を受けている、または、受けたことがありますか

- ①はい ②いいえ

(2) 過去、5年間において、生駒市からの補助金等を受けたことがありますか

- ①はい ②いいえ

(3) 現在、生駒市から補助金等を受けていますか

- ①はい ②いいえ

(4) (3) で①「はい」とお答えいただいた団体にお聞きします

その補助金等の名称と担当課を教えてください

複数ある場合は、全てお書きください

補助金等名称

(名称が不明な場合は、対象の事業の名称等をお書きください)

担 当 課

Q 9

「(仮称) 生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度」が実施されれば、多くの支援対象団体に申請をいただきたいと思います。申請をするために必要と思われる支援は何ですか

- ①企画書や予算書の作成方法について ②事業を広報するチラシの作成について
- ③プレゼンテーションの方法について ④事業報告書の作成方法について
- ⑤情報発信のためのITスキル(HP作成等)について

Q10

「(仮称) 生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度」が実施されれば支援対象団体として、貴団体が行う事業を申請したいと思われませんか

- ①はい ②いいえ

Q11

Q10で①「はい」とお答えいただいた団体にお聞きします  
申請しようと思われる事業の経費総額はいくらぐらいですか

- ①5万円未満 ②5万円以上～30万円未満 ③30万円以上～50万円未満  
④50万円以上～80万円未満 ⑤80万円以上～100万円未満 ⑥100万円以上

Q12

Q10で②「いいえ」とお答えいただいた団体にお聞きします  
なぜ、申請しようと思わないのですか ※複数回答可。「④その他」の場合は括弧内に具体的にご記入ください

- ①資金は充分であり、支援を必要としていないため  
②資金的支援は必要だが、2分の1以内の補助率では事業実施が困難なため  
③資金的支援は必要だが、現在の活動で精一杯で申請手続きが困難である  
④その他

( )

Q13

その他、この制度について、ご意見・ご提案等ございましたらご自由にご記入ください

( )

(仮称) 生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度 アンケート集計

平成23年1月11日現在

アンケート実施期間 平成22年12月10日(金)から22日(水)

アンケート実施方法 郵送もしくは手渡し

全送付団体	189 団体
宛名不明返送団体	7 団体
<hr/>	
	182 団体

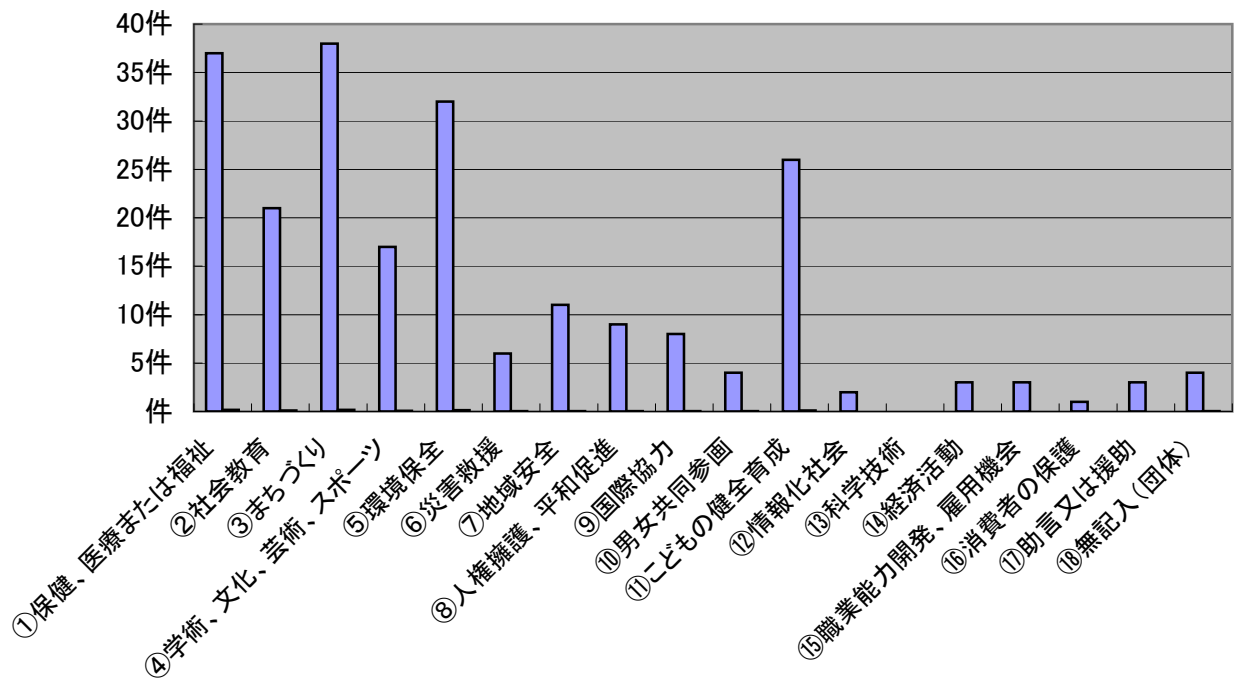
回答団体数 111 団体

回答率 61.0% %

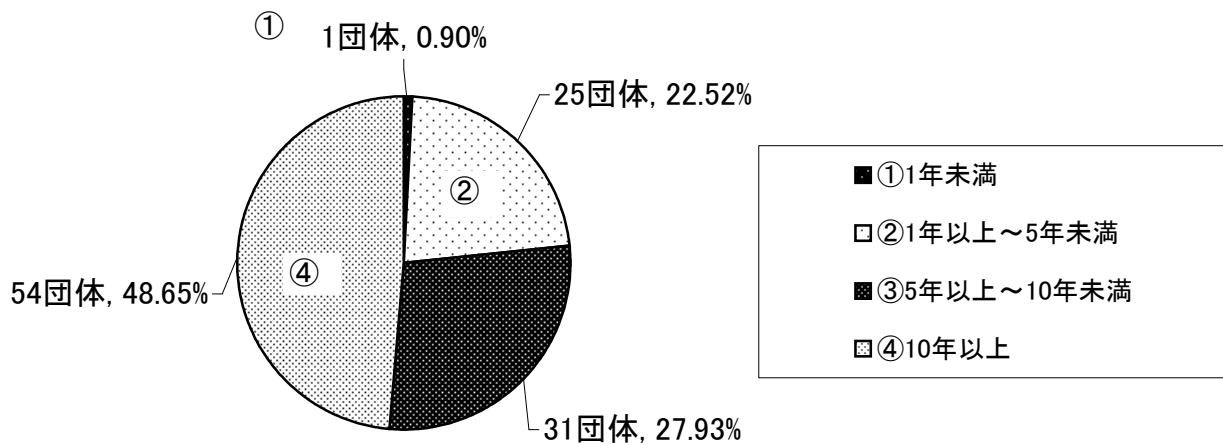
## (仮称) 生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度 アンケート集計

	項目	件数	割合	
Q 1	活動分野	①保健、医療または福祉	37件	16.44%
		②社会教育	21件	9.33%
		③まちづくり	38件	16.89%
		④学術、文化、芸術、スポーツ	17件	7.56%
		⑤環境保全	32件	14.22%
		⑥災害救援	6件	2.67%
		⑦地域安全	11件	4.89%
		⑧人権擁護、平和促進	9件	4.00%
		⑨国際協力	8件	3.56%
		⑩男女共同参画	4件	1.78%
		⑪こどもの健全育成	26件	11.56%
		⑫情報化社会	2件	0.89%
		⑬科学技術	1件	0.00%
		⑭経済活動	3件	1.33%
		⑮職業能力開発、雇用機会	3件	1.33%
		⑯消費者の保護	1件	0.44%
		⑰助言又は援助	3件	1.33%
⑱無記入(団体)	4団体	1.78%		
Q 2	活動年数	①1年未満	1団体	0.90%
		②1年以上～5年未満	25団体	22.52%
		③5年以上～10年未満	31団体	27.93%
		④10年以上	54団体	48.65%
Q 3	会員数	①5人未満	5団体	4.50%
		②5人以上～10人未満	20団体	18.02%
		③10人以上～30人未満	52団体	46.85%
		④30人以上～50人未満	14団体	12.61%
		⑤50人以上	19団体	17.12%
		⑥無記入	1団体	0.90%
Q 4	規約、会則等の有無	①はい	80団体	72.07%
		②いいえ	27団体	24.32%
		③無記入	4団体	3.60%
Q 5	会員名簿の有無	①はい	98団体	88.29%
		②いいえ	9団体	8.11%
		③無記入	4団体	3.60%
Q 6	年間活動経費	①30万円未満	66団体	59.46%
		②30万円以上～50万円未満	10団体	9.01%
		③50万円以上～100万円未満	9団体	8.11%
		④100万円以上～500万円未満	11団体	9.91%
		⑤500万円以上	7団体	6.31%
		⑥無記入	8団体	7.21%
Q 7	活動資金源	①会費(正会員)	57件	30.81%
		②会費(賛助会費)	14件	7.57%
		③会費(その他)	3件	1.62%
		④受益者負担	29件	15.68%
		⑤補助金、助成金	49件	26.49%
		⑥その他	30件	16.22%
		⑦無記入(団体)	3団体	1.62%
Q 8	国、県、企業等から補助金助成金	(1)①ある	38団体	34.23%
		(1)②なし	70団体	63.06%
		(1)③無記入	3団体	2.70%
	生駒市から(5年)補助金助成金	(2)①ある	39団体	35.14%
		(2)②ない	70団体	63.06%
		(2)③無記入	2団体	1.80%
	生駒市から(現在)補助金助成金	(3)①ある	34団体	30.63%
		(3)②ない	75団体	67.57%
		(3)③無記入	2団体	1.80%
Q 9	必要な支援	①書類の作成	44件	28.95%
		②チラシ作成	31件	20.39%
		③プレゼンテーションについて	18件	11.84%
		④事業報告書の作成	15件	9.87%
		⑤ITスキル	19件	12.50%
		⑥無記入(団体)	25団体	16.45%
Q 10	申請の可能性	①はい	69団体	62.16%
		②いいえ	35団体	31.53%
		③無記入	7団体	6.31%
Q 11	申請事業の経費総額	①5万円未満	15団体	21.74%
		②5万円以上～30万円未満	31団体	44.93%
		③20万円以上～50万円未満	7団体	10.14%
		④50万円以上～80万円未満	5団体	7.25%
		⑤80万円以上～100万円未満	2団体	2.90%
		⑥100万円以上	8団体	11.59%
		⑦無記入	1団体	1.45%
Q 12	活動年数	①充分資金がある	9件	21.95%
		②補助率2分の1では困難	4件	9.76%
		③申請手続きが困難	9件	21.95%
		④その他	19件	46.34%

Q1 あなたの団体の活動分野を下記からお選びください  
(複数回答可)

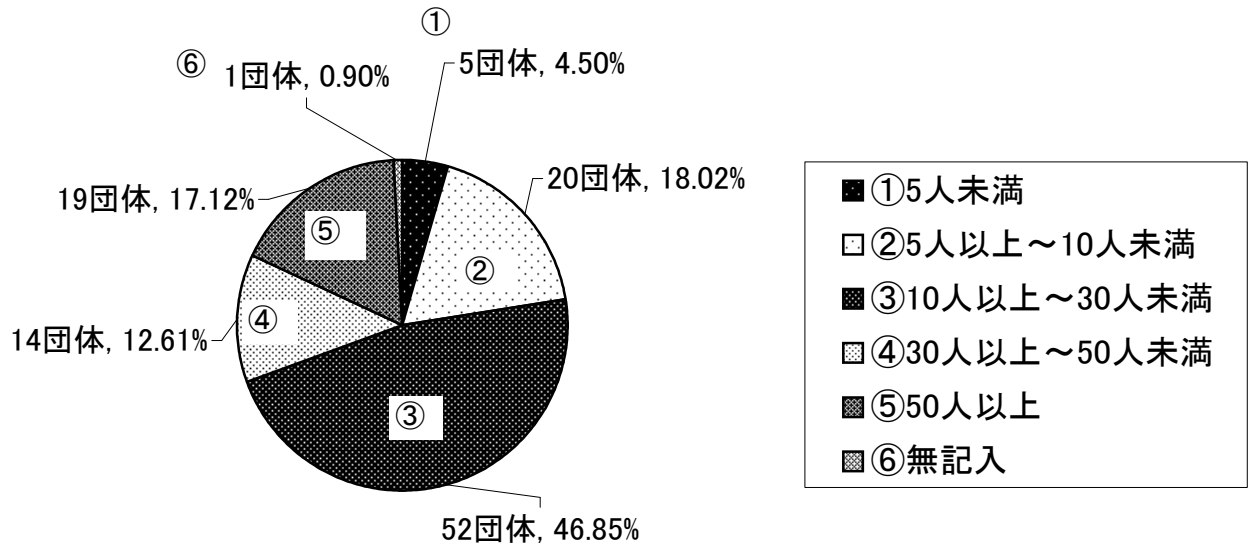


Q2 あなたの団体は、活動を始めて何年になりますか

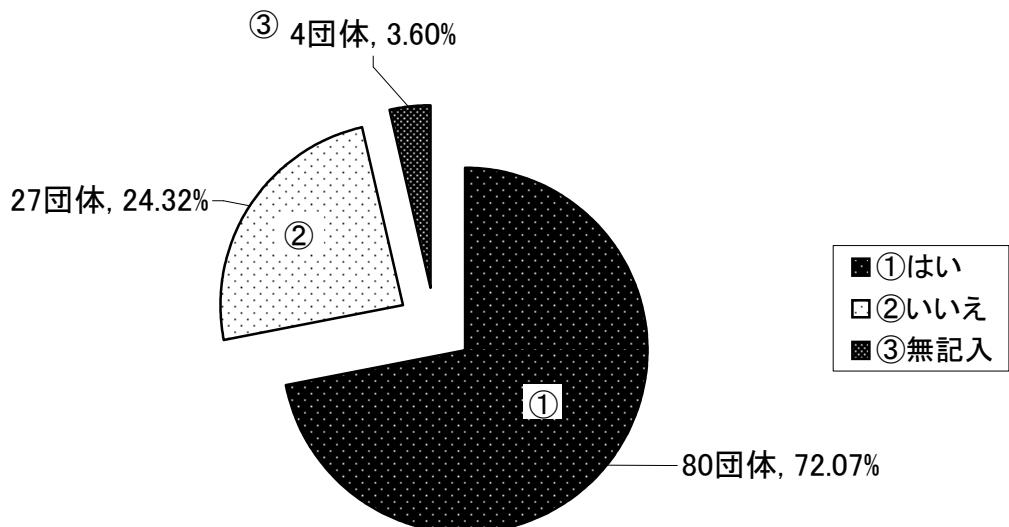




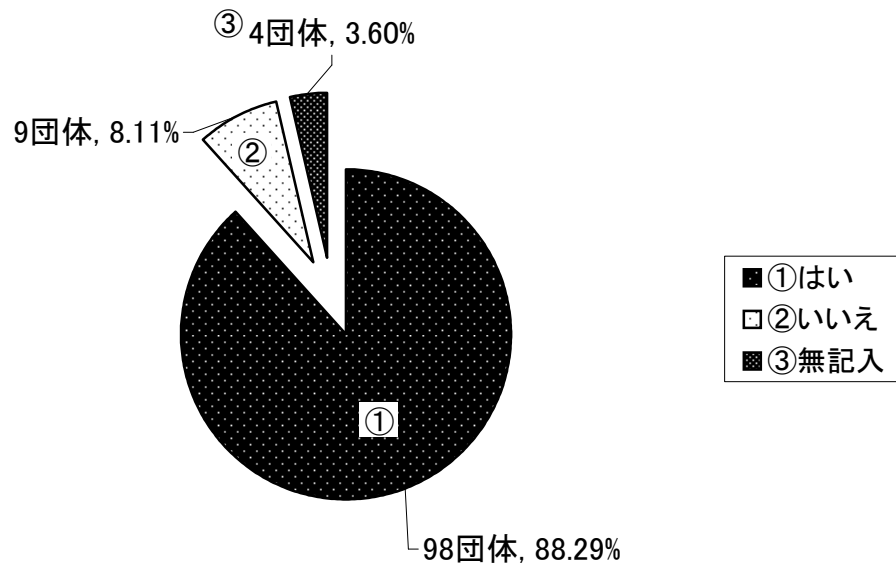
Q3 あなたの団体の会員（活動を行っている構成員）は  
何人ですか



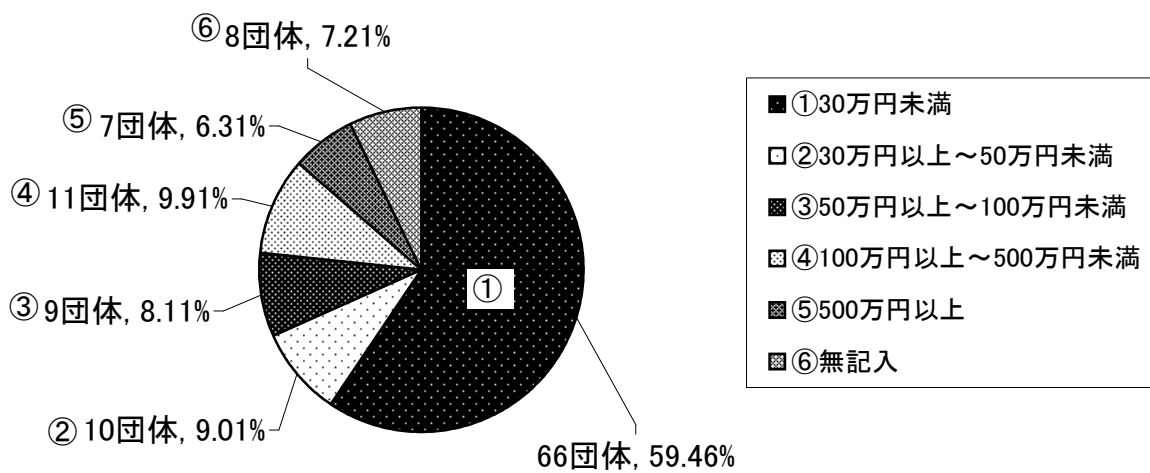
Q4 あなたの団体は、規約、会則、定款などを有していますか



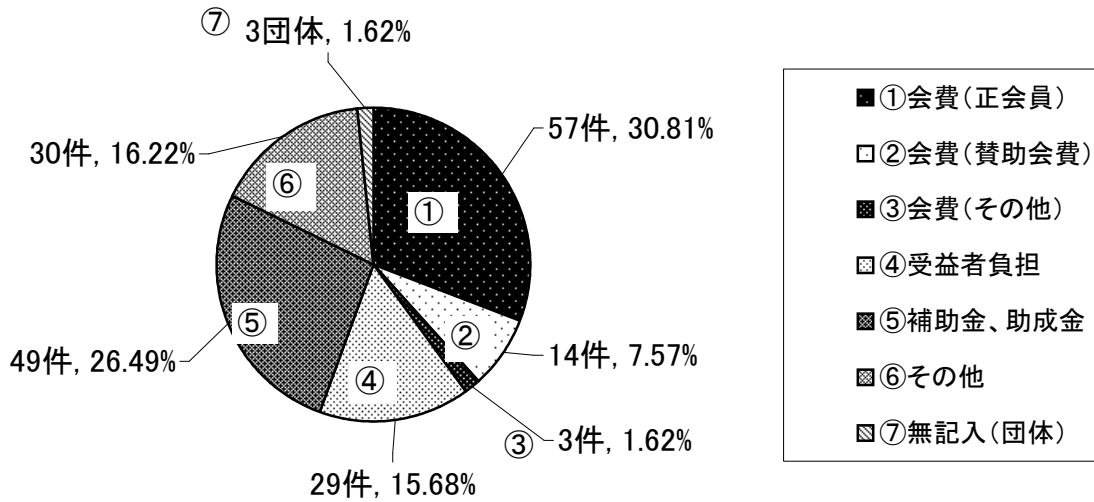
Q5 あなたの団体は、会員名簿を有していますか



Q6 あなたの団体の年間の活動経費はどれくらいですか



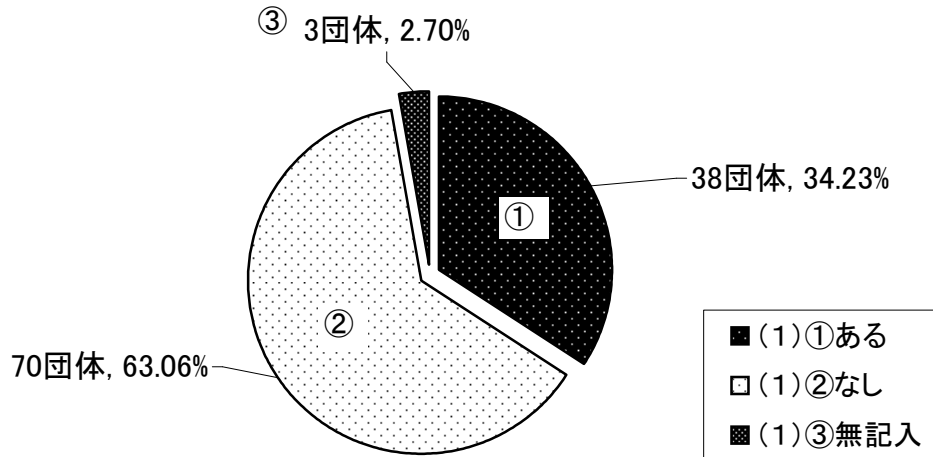
### Q7あなたの団体の主な活動の資金源は何ですか



No.	Q7 その他記述内容
1	個人の寄付
7	自治会からの補助と当日の参加者（ボランティアスタッフも含む）からの会費
8	新年会で行うバザーの収益金
12	利用料（介護保険、有償ボランティア、サービス提供料）
13	個人負担
19	主催イベント
20	必要な費用のみ、その都度集金する（飲料、年2回の懇親会費、保険費用等）。活動に必要な物品は各自持ち。なお、一部、市環境政策課から年1回支援
23	交通費として受益者負担
26	自治会の夏祭りで作る野菜・植木鉢物・家庭の不用品の販売の収益。古紙回収による助成金
28	自治会よりの支給
33	事業（福祉関係）委託金
43	寄付金
44	行政事業
45	会場使用に対する謝礼、カンパ
46	バザー売上
51	自治会
54	自治会の助成金
64	その都度実費精算
71	なし
75	会費以外、イベント参加の実費は会員相互の負担
76	作物販売代金（野菜等）・・・会員向けの販売が中心
77	助成金対象外の費用は会員からの寄付
78	自治会より
81	自治会より活動費として支給を受けている
82	会が主催するバザーでの収益金
87	自治会からの援助
88	個人の補助（会員の負担）
101	出張託児や人形劇などの謝礼。活動者の持ち出し

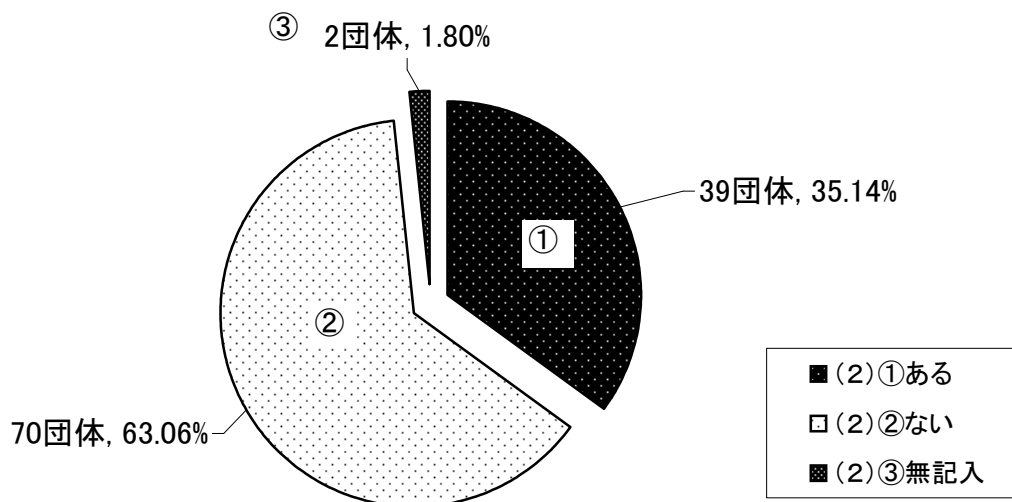
## Q8補助金や助成金について教えてください

(1) 国・県・独立行政法人・企業等からの補助金や助成金等を受けている、または、受けたことがありますか



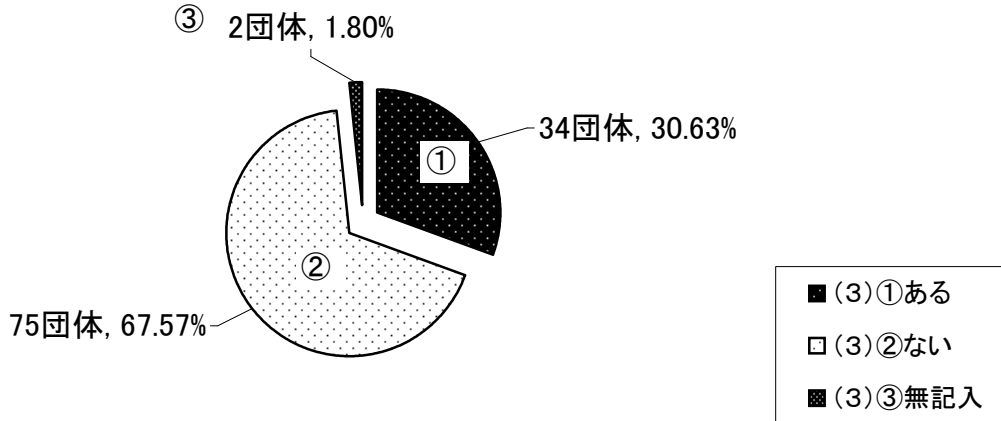
## Q8補助金や助成金について教えてください

(2) 過去、5年間に於いて、生駒市からの補助金等を受けたことがありますか



## Q8補助金や助成金について教えてください

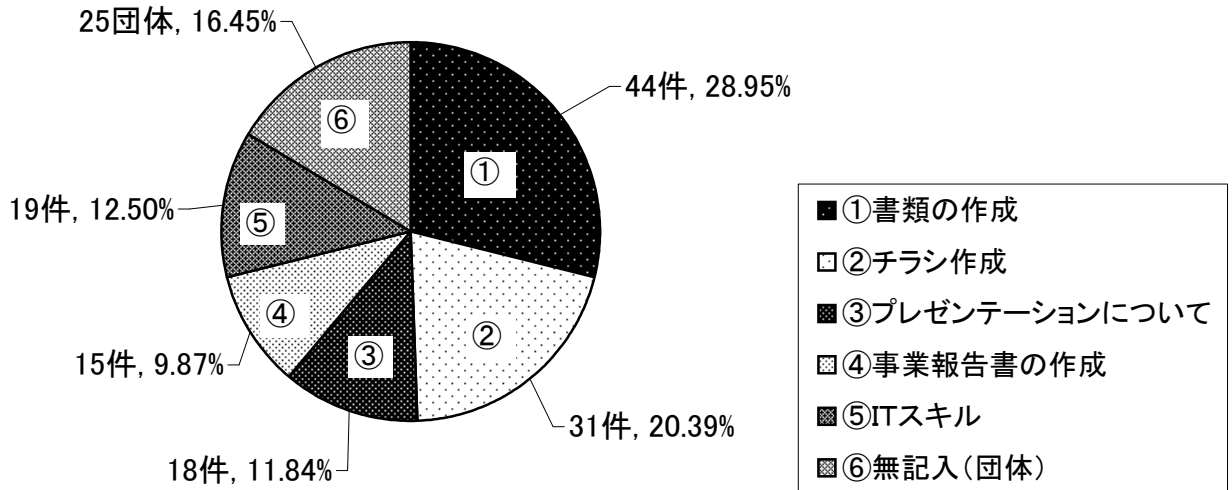
(3) 現在、生駒市から補助金等を受けていますか



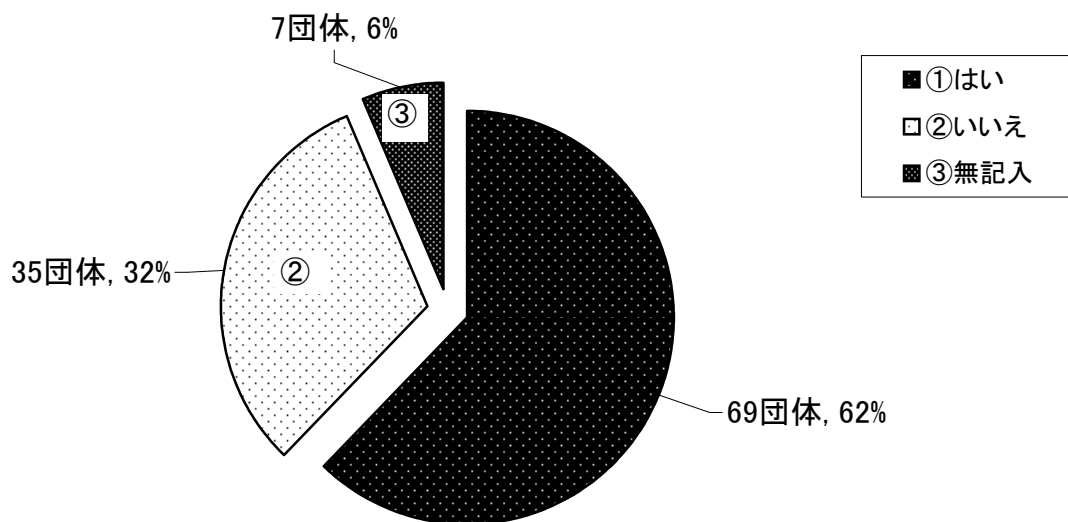
Q8 補助金や助成金について教えてください (4) (3) で①「はい」とお答えいただいた団体にお聞きしますその補助金等の名称と担当課を教えてください

No.	補助金等名称	担当課
9	花と緑のわがまちづくり助成事業	花のまちづくりセンター
12	日本財団 24時間テレビ	
13	花と緑のわがまちづくり助成事業	花のまちづくりセンター
14	地域活動支援センター事業 相談支援事業	福祉支援課
17	生駒市集団資源回収	環境事業課
	花と緑のわがまちづくり助成金	
20	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター
21	子どもキャンプ事業委託	生涯学習課
22		生涯学習課
25	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター
26	活動助成金	生駒市老人連合会
	友愛活動補助金	生駒市老人連合会
	世代間交流事業助成金	生駒市老人連合会
	集団資源回収補助金	環境事業課
27	花と緑のわがまちづくり助成金	公園管理課
34	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター
38	生駒市まちづくり活動支援事業補助金	生駒市市民活動推進課
41	花ボランティア	花のまちづくりセンター
45	森林整備事業	県
53	花のまちづくりセンター	
54	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター
56	花と緑のまちづくり助成事業	みどり推進課
65		生涯学習
66		生涯学習・産業振興
69	生駒市芸能協会	
71	花と緑のわがまちづくり助成事業	花のまちづくりセンター
74	生駒市まちづくり支援事業「健康づくりに関すること」	市長公室市民活動推進課
75	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター
79		福祉支援課
80	外国人等多文化共生に伴う活動団体	人権施策課
81	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター
83	社会福祉協議会よりの活動援助金	社会福祉協議会
85	文化財愛護団体補助金	生涯学習課
87	花と緑のわがまちづくり助成金事業	
88	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター
89	事業補助金	生涯学習課
90	生駒市交通関係団体補助金	生活安全課
95	地域活動支援センター補助金	福祉支援課
97	花と緑のわがまちづくり助成金	花のまちづくりセンター

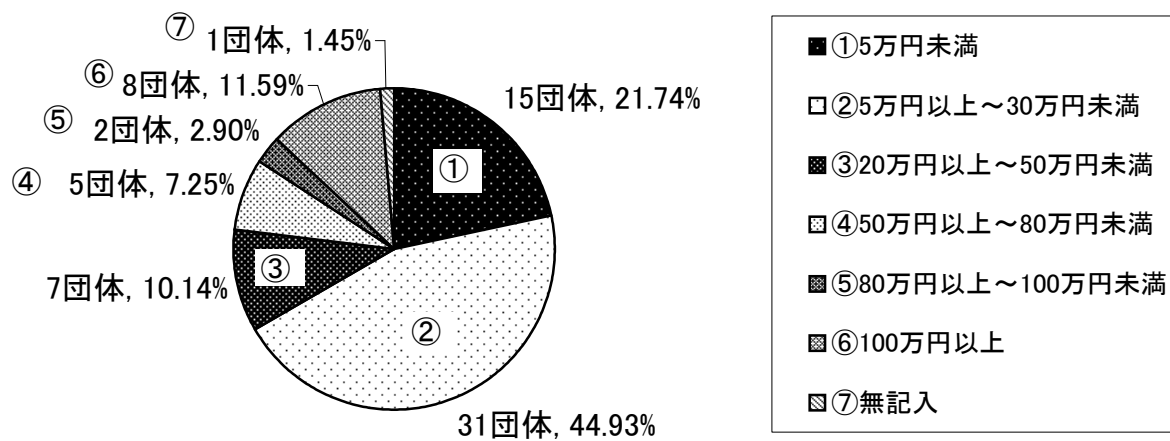
Q9「(仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度」が実施されれば、多くの支援対象団体に申請をいただきたいと思います。申請をするために必要と思われる支援は何ですか



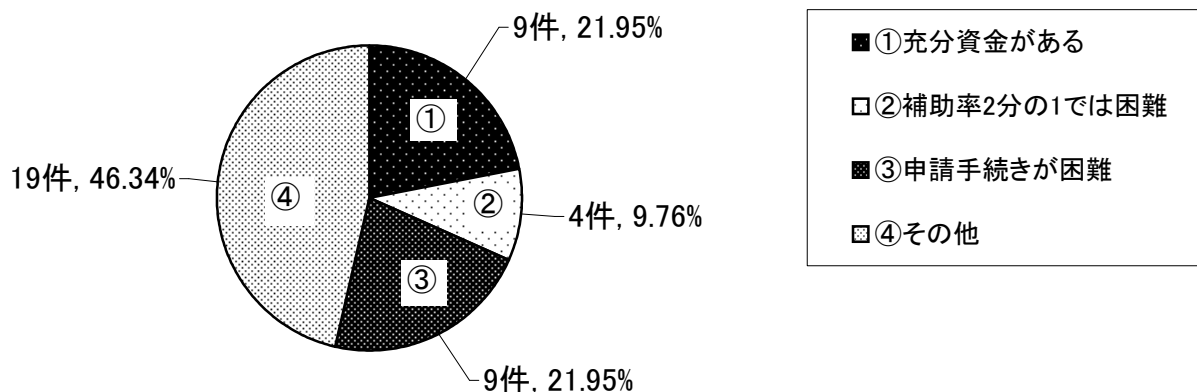
Q10「(仮称)生駒市市民が選択する市民活動団体支援制度」が実施されれば支援対象団体として、貴団体が行う事業を申請したいと思いますか



Q11 Q10で①「はい」とお答えいただいた団体にお聞きます。申請しようと思われる事業の経費総額はいくらぐらいですか



Q12 Q10で②「いいえ」とお答えいただいた団体にお聞きします。なぜ、申請しようと思わないのですか ※複数回答可。「④その他」の場合は括弧内に具体的にご記入ください



No.	Q12 その他記述内容
6	活動をもっと活発に行うには資金は必要かと思われませんが、今のところ、現状維持では特に資金的支援は必要ありません
7	始めたばかりで、活動自体暗中模索の状態です
13	800円/人程度では、申請手続きの手間ひまを考えると不要です
15	必要ない。制度と活動が一致しているとは思わない。市がいう公益活動の意味あいが、あいまいである
20	会員の高齢化により、団体そのものの存続が難しくなっています
21	団体の本拠が県外（市外）にあるため
26	会員全体が高齢者のため活動に無理な点が出ると思います
28	この制度と私達のサロンとではレベルがちがうように思われるため
32	その時々に応じて一部負担しています
33	活動に制限が課される？
39	生駒市内での地域密着型のボランティア活動に徹している為、新たに事業を起こす企画はない
42	託児ボランティアの為に依頼先での活動のため資金は不用。依頼先に出向く交通費一律500円受領。時には負担もある。市の行事により異なる
44	会の活動のための運営費や人件費に使用できる補助金だと、とてもたすかるが…これまで助成金を色々もらってきたが、結局はもらうとよけいに大変になる
55	少人数の会であり、家庭の主婦ばかりで動ける人が少なく、出来る範囲でボランティア活動もしていますが会費だけで概運営は出来ている
60	意義のある制度と思われるので、実現させて欲しい
66	市の行事の如何により一部の事業を継続するには経費の支援がむずかしとも思われる
77	「会館に花を植えついで育て環境を美しく」という目的のボランティアなため今支援してもらっている助成金だけでよい
87	新制度がよく理解できません。人数も少ないですし、これ以上事務的なことに関わるのは無理かとも思います。補助金は今まで通りに出して下さい。記入の仕方もやっと覚えたところです
99	施設内での活動のため、特に資金の必要はありません



Q13 その他、この制度について、ご意見・ご提案等ございましたらご自由にご記入ください

5	この制度の存在について全く知らなかった。具体的な申請方法が知りたい
8	当制度は資金援助が主目的ですが、私が代表をしている団体は会員をどう増やすかに主眼をおいています。求める会員とは50代、60代の単独の活動力を持つ人のことです。声かけ、口コミで努力していますが、高齢化の波に押され厳しい状況です。この問題を解決できる支援が欲しいですね。従って、画一的なアンケートだけで判断せず、個々の団体のもつ問題を知って施策に生かして下さい
14	よい案だと思います。いかに関心をもってもらうかが重要なポイントになると感じました
15	公益活動にしぼらず、生涯学習グループの認定を受けている団体を対象にすべきである
16	市民対象の広報啓発活動イベント等の開催については、公的な会場の使用等は無収又は割引支援制度を是非とも継続していただきたいと切望します（万単位の支出は大変な負担を伴いますので）
19	支援はありがたいのですが、1/2以内の補助率では実施は難しいです。また、新しい事業の立ち上げや活性化も難しいのではないのでしょうか。現在されているNPOさんの補助のみになるのでは？目的の市民活動の促進にはならないのでは、ないでしょうか
20	この制度を確立することは、大いに結構です。ただ、「公益活動団体」としての条件に適合するか否かの精査が必要であり例えば、現在、ららポートに登録の団体の中には、やや会員向けの互助活動的なものや、政治色の濃い団体も見受けられると感じています。その辺の認定基準を明確にする必要があると思います
22	少子化にもかかわらず現在の経済状況での子どもに係る経費は限られる為、参加出来ない、活動できない。支援により一人でも多くの子供達に参加させられる
26	制度の趣意には大いに賛同します 今後、一般の市民の方に情報等を知らせて下さればと希望いたします
30	支援団体の公表方法を明らかにして下さい。市広報誌、公民館などへの掲示などが考えられますが、支援団体の選択（交付申請された団体について交付するかしないかを判断するのは市のみかあるいは第三者機関を設けるのか）方法があいまいです。第三者機関に交付するかしないか委ねたらいいと思います。
33	団体の活動実績等、きちんと把握した上で適切な支援が行われてほしいと思います。
36	空民家を借りて高齢者障害者の方々と1ヶ月1度お茶を飲みながら楽しくお話をしたり手作りをしたりしておりますので少々アンケートの内容と違っている様に思いますのでアンケートの提出失礼させていただきます
40	支援いただけるなら、使いやすい形にして下さい（こと細かく費目・予算を規定しない）。各NPO・市民団体は様々な形態で活動していますので各裁量はまかせて下さい（もちろん報告はきちんとする）。活動をするには必ず人材が必要です。人件費も裁量で使えるようにして下さい。市民がいろんな選択肢からきちんと選び、その活動を支援し見守れるよう相互ネットワークの支援・広報をお願いします。
44	支援制度はとてもありがたいが、補助率が1/2だったり、使える内容が制限されていると、結局は作業ばかりがふえることになる。持ち出しのお金がふえることになる。お金の支援もありがたいが、事務所や倉庫など場所的な支援や、広報支援などしていただけたらありがたい。ただ、新しい事業をしたい場合は資金支援は助かると思います ※各団体により状況が違うと思います。（私たちの場合です。）
45	里山整備等、会の活動に刈払い、のこ、等の消耗品が必要であります。現在の会費の個人負担で行っており、できれば補助金をあてたいと考えています。
47	精神保健福祉分野は、市民啓発が充分でなく、ボランティア活動をする人が少ない。当事者たちが望む支援をしていきたいと思うが、資金不足で難しい現状である。今後、支援内容を豊かにしたいと望んでいるので、切に補助金交付を希望します
52	制度の主旨が理解できてませんが、支援は団体数を少なくしてでも1/2以上の補助率が望ましいと思います

56	支援の内容についてあまり細かい規定を作らず、その目的に添っていればよいという自主性を持たすようにしてほしい。
57	今、実施している内容が皆さんにとっても喜んで頂いているので頑張りたいためです。
64	団体の活動に生駒市の意向が反映されないか心配である。（御用団体育成につながらないか）
70	私共の団体には何の意味もない制度と思います。理解力がないのでしょうか。つかみどころのない制度にしか思えません
71	“花を植える活動” 今でもいろいろ書類提出するのがたいへんなのに、もっといろいろやらないといけなくなるのならこのボランティア活動はやめます。緑や花を育てて町をきれいにしたい気持ちで無償で活動しているのに、もっといろいろ手続きしなければならないならやりたくない！活動は本来市がやるべきことを私たちが無償で進んでお手伝いしています。これからは“市”でやってください
72	私たちは奈良県内の準公的な施設（保育所、福祉作業所、高齢者福祉施設など）に太陽光市民共同発電を設置する活動をしています。奈良県全域を対象に活動しているため、私たちの団体ではこの制度は利用がしにくいかもしれません。市民共同発電の設置場所候補が生駒市にあった場合は大いに利用できるとよいと思います。市の税金を使うためにやむを得ないとは思いますが、活動拠点にしばらくフリーな活動を行っている団体もいることをわかって下さい。候補地次第の活動です。市民共同発電所1号機（大和郡山市内）2号機（奈良市内）3号機（大和郡山市内）でした
74	市民から評価される団体について 評価投票を正當に評価できるシステムにしてほしい
75	制度のありかたに理解しにくい点があります
77	支援制度が実施された場合 利用されて活動されている団体や事業内容を市民に詳細に知らせしてほしい 飲食の費用には当てないように
78	この支援制度に飲食費は当てないでほしいです
81	この制度が実施されるようになった場合、説明会を設けてほしい。より参加しやすいよう手続きなど簡単になれば良いと思う
82	市民が選択する→どこまで正確に透明性高く公平に選択できるのか疑問がある 税金のムダ遣いにならないように充分計画していただきたい。他にもっと大切な税金の使い方は無いのか？
88	少人数でのボランティア活動ですので、手続き等大変な作業は困難なように思います
98	地域で立ち上げた高齢者対象のサロンを運営していますが、地域自治会館の使用料や、コピー代が支払われないといけなくて費用が一番かさみます。 生駒市から、高齢者のひきこもり予防や健康増進、会話や生きがいetc.になる事業は、生駒市が補助を出して下さる事ができると、うれしいのですが！！
100	初めて聞く制度でよく分からない。このような制度が良いのか、デメリットはないのか。市民への説明や問題の検討が十分行われていないように思う
101	申請については出来るだけ手軽な手続きを望みます。支援については、長期支援を望みます

## 生駒市民が選択する市民活動団体支援制度（案）について意見を募集します

これまで生駒市では市民活動団体の支援として、「生駒市まちづくり活動支援事業」にて、団体が提案する公益活動に対して補助金を交付し、支援をしてきましたが、より一層市民の皆さんの声を反映させながら市民活動団体を支援していくために、新たな制度の検討を行い、制度案をまとめました。

つきましては「生駒市パブリックコメント手続条例」に基づき、制度案の内容を公表しますので、市民の皆様のご意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、その概要と意見に対する考え方を整理した上で公表いたします。

ただし、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

政策等の案	<p>生駒市民が選択する市民活動団体支援制度(案)</p> <p>-----</p> <p>【案の公表場所】</p> <p>市役所（4階市民活動推進課・3階市政情報コーナー）、鹿ノ台地区公民館、北コミュニティセンター I S T A はばたき、図書会館、中央公民館、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ、市民活動推進センターららポート</p> <p>市ホームページ（<a href="http://www.city.ikoma.lg.jp/">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a>）</p>
意見の募集期間	平成23年1月14日（金）～平成23年2月14日（月）
意見を提出できる方	<p>① 市内に住所を有する者</p> <p>② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>④ 市内に存する学校に在学する者</p> <p>⑤ 当該案件に利害関係を有する者</p>
意見の提出方法	<p>別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に</p> <p>① 案件名</p> <p>② 住所</p> <p>③ 氏名</p> <p>④ 生駒市民が選択する市民活動団体支援制度(案)へのご意見を明記のうえ、</p> <p>① 窓口へ持参</p> <p>② 郵送</p> <p>③ ファクス</p> <p>のいずれかで、市民活動推進課までご提出ください。</p> <p>ホームページからもご意見をお寄せいただくことができます。</p> <p>詳しくは当意見募集ページをご覧ください。</p> <p><b>※ 電話によるご意見には対応することができません。</b></p>
意見の提出先	<p>【持 参】 生駒市役所市民活動推進課（4階42番窓口）</p> <p>平日 8：30～17：15</p> <p>【郵 送】 〒630-0288 東新町8-38</p> <p>生駒市役所市民活動推進課 宛</p> <p>【ファクス】 0743-74-9100（市民活動推進課 宛）</p>
いただいた意見への対応	<p>・ 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。</p> <p>・ 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。</p>

# 生駒市民が選択する市民活動団体支援制度(案)について

これまで生駒市では市民活動団体の支援として、「生駒市まちづくり活動支援事業」にて、団体が提案する公益活動に対して補助金を交付し、支援をしてきましたが、より一層市民の皆さんの声を反映させながら市民活動団体を支援していくために、「生駒市民が選択する市民活動団体支援制度(案)」の検討を行っております。

## ◆ 制度の目的

この制度は、市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、**市民活動団体が提案する事業に対して、市民の皆さんが支援したい事業を選択**することで、市民活動への理解や関心を高めていただき、より多くの市民参画とより積極的かつ継続的な市民活動を促進することを目的としております。この制度により、市民活動団体は、市民の皆さまからの支援により、地域の課題解決に向けた公益活動を実施され、また、現時点では選択する側の市民の方々も、将来的には選択を受ける側になっていただけるような市民活動のさらなる発展を図っていきたいと考えています。

## ◆ 制度のポイント

### **市民の皆さんの意思を直接反映させ、市民活動団体を支援する制度です**

1. 生駒市が、市民活動団体を実施する公益的な事業（※1）に支援金（補助金）を交付します。
2. 18歳以上のすべての市民（※2）が、一定金額の権利を持って支援したい市民活動団体の事業を選択できます。  
※1：この制度に対して、団体が申請した事業が対象になります。  
※2：選択の届出を行う年度の6月1日現在、生駒市の住民基本台帳に記録されているか、外国人登録原票に登録されている居住地が生駒市にある年齢18歳以上の人。
3. 市民の選択結果に応じて、予算の範囲内で市民活動団体への支援金が決定されます。

## ◆ 支援金の交付を受けられることができる団体

支援金の交付を受けられることができる団体は、ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人、その他の非営利活動を行う団体で、福祉、環境、文化、国際交流、スポーツ振興、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動をし、次の要件を全て満たしている団体です。

1. 市内に活動の拠点があり、市内において活動している、又は今後活動を行う予定がある団体。
2. 団体の概要を定めた規約や会則、定款等がある団体。
3. 法令や条例等に違反する活動や公の秩序を乱し善良の風俗を害する活動をしていないこと。
4. 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国又は地方公共団体の出資に係る財団法人等でないこと。
5. 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと。
6. 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

※生駒市から団体の運営に対して補助を受けておられる団体も対象となります。（別途協議）

## ◆ 支援対象事業

1. 市内において実施するもの。
2. 福祉、環境、文化、国際交流、スポーツ振興、青少年育成その他社会貢献に係る分野であること。

3. 営利を目的としないもの。
  4. 主として市民を対象とすること。
  5. 申請された団体の構成員のみを対象とするものでないこと。
  6. 交付を受けようとする年度に、生駒市から支援の対象となる事業に別の補助金等の交付を受けていないこと。
- ※生駒市から補助を受けておられる事業については対象になりません。

#### ◆支援金の額

1. 支援対象事業を実施するために直接必要な経費のみが対象となります。
2. 団体の管理運営費は対象外となります。
3. 領収書等がなく用途不明な経費は対象外となります。
4. 支援金の額は、申請事業の実施に係る対象経費の額の2分の1以内で、かつ、50万円を限度とします。

#### ◆支援対象団体の市民の選択方法

- ◎選択の届出を行う年度の6月1日現在の個人市民税に係る調定額の1%相当額を同日現在の18歳以上の市民の人口で除して得た額を「市民1人当たりの支援金の額」とします。
- ◎支援したい団体を選択した市民の数に「市民1人当たりの支援金の額」をかけたものが、団体への支援金の額となります。
- ◎団体は3団体まで選択できます。1団体を選択した場合は「市民1人当たりの支援金の額」の全額、2団体を選択した場合はその2分の1の額、3団体を選択した場合はその3分の1の額が団体への支援金の額となります。
- ◎特定の団体を選択することを希望しない場合は、公益活動の活性化を目的とした「市民活動支援基金」への積み立てを選択することができます。

#### ◆市民1人当たりの支援金の額

<例えば、個人市民税の総額の1%相当額が、約80,000,000円の場合>

個人市民税の総額の1%相当額

$$\frac{\text{約 } 80,000,000 \text{ 円}}{\text{約 } 100,000 \text{ 人}} = \text{約 } 800 \text{ 円} \leftarrow \text{「市民1人当たりの支援金の額」}$$

↓  
6月1日現在の18歳以上の市民の人口

#### ◆制度の流れ

